

令和元年第5回農業委員会総会議事録										
開催年月日		令和元年5月24日（金）								
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室								
開催時間 及び宣告者		開 会	午前09時00分			議 長	進 藤 貴 一			
		閉 会	午前09時30分			議 長	進 藤 貴 一			
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長				仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員					
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要		
	1	吉 澤 眞 吉		欠席	1	齋 藤 美 佐 夫		出席		
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と		出席		
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄		出席		
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫		出席		
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫		欠席		
	6	小 島 俊 雄		出席	6	渡 邊 明 子		出席		
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝		欠席		
	8	江 原 勝		出席	8	安 野 和 好		出席		
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一		欠席		
	10	岩 上 賢		出席						
	11	荒 井 肇		出席						
	12	白 石 富 子		出席						
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		19名		
	14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		4名		
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者						
事務局		事務局長	嶋崎 徹			主査	大塚 一隆			
		主任	塩村 孝太郎			主事	新井 政貴			
説明員		主査	大塚 一隆			主任	塩村 孝太郎			
		主事	新井 政貴							
会議次第		別添のとおり			配布資料		別添のとおり			

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 買受適格者証明について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和元年第5回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員14名中13名、推進委員9名中6名でございます。また、荒井委員から早退の連絡をいただいております。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第5回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に白石委員、江口委員を指名いたします。
<u>議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第1 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。 総会資料の2ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、賃貸物件で生活しておりますが、子供たちの成長に伴い、妻の実家近くに自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。

	譲受人につきましては、賃貸物件で生活しておりますが、子供たちの成長に伴い、自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分につきましては、申請地のおおむね300m以内に市役所が存在しているという理由から、第3種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	番号1について5月20日に現地確認を行いました。 現地案内図の1ページを御覧ください。 申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。 周辺はすでに宅地として利用されており、今後も市街化として発展していく可能性が高い地域です。 また、転用理由等は事務局説明のとおりです。 申請地は下草も綺麗に刈られ、農地として管理されており、違反等はありません。 したがって、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長	続きまして、番号2につきまして、委員から報告をお願いいたします。
委員	番号2について5月17日に現地確認を行いました。 現地案内図の2ページを御覧ください。 現地は市街化の進んでいる地域であり、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。 現地は畑として使用されており、転用については、付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。 転用理由等の詳細については事務局説明のとおりです。 皆様の審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第10号については原案のとおり決定します。

議案第 1 1 号 買受適格者証明について

議長

日程第 2 議案第 1 1 号 買受適格者証明について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

議案第 1 1 号 買受適格者証明につきまして、御説明いたします。今回報告は 1 件でございます。

まず、買受適格者証明について説明させていただきます。

買受適格者証明とは、競売等の対象になった農地の入札において、農地法の許可を受ける見込みが無く、農地を購入できない者が最高価買受人になるのを事前に防ぐため、農地法の許可を受ける見込みがある者であることを証明するものです。

その審査については、農地法第 3 条、あるいは農地法第 5 条のいずれか該当するものと同等の審査を行うこととなります。

総会資料の 3 ページ目を御覧願います。

番号 1 につきましては、申請人が競売に参加するため、さいたま地方裁判所に提出する農地法第 3 条の買受適格者証明についての申請です。

申請書類を確認したところ、申請者の農業経営の状況につきましては、耕作地 9 4. 5 8 a、家族は 2 人、臨時雇用が 4 人です。農地取得後の作付予定作物は梨となっており、農機具はトラック 3 台、トラクター 1 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台を所有しております。また、現地権者兼耕作者から必要に応じて梨の栽培に必要な農機具を借りる予定です。

なお、さいたま市及び上尾市に当該申請者の農業経営の状況について照会したところ、さいたま市及び上尾市にある所有地の合計 3 6. 3 3 a のほかにさいたま市に 5 8. 2 5 a の借受地があり、耕作に供すべき農地の合計面積は 9 4. 5 8 a であることが判明しました。

買受適格者として証明することが適当か不適当かの意見決定につきましては、農地法 3 条の審査要件を踏まえて慎重な御審議をお願いいたします。

議長

説明が終了しました。番号の報告を委員をお願いいたします。

委員

5 月 1 5 日に現地確認しました。現在申請地は現在の所有者が農地として利用している状況であり、違反等はありません。

また、申請者は以前からの耕作者と知人関係のため、今回の農地取得後には、現耕作者から農機具を借り、また技術指導を受けながら耕作を行っていく旨の発言、書類提出がありましたので、1 5 日、1 6 日に現耕作者及び申請者それぞれに話を聞き、両者から合意している確認が取れました。

さて、申請者が所有、貸借している上尾市 3, 5 0 1 m²、さいたま市 6, 1 6 8 m²の農地について、その耕作状況を 5 月 1 6 日に委員 1 名と共に現地確認を行いましたので、内容について報告いたします。

	まず、上尾市の田んぼ3,501㎡の耕作状況についてですが、現在稲作はされておりませんが、草刈等の管理はされている状況でした。また、この土地については今後、畑として利用するために土地改良の申請がなされているところだということでした。 次に、さいたま市の農地6,168㎡の耕作状況についてですが、主にじゃがいも、ハツ頭、その他野菜等が耕作されており、その他の土地についてはビニールハウスや最近植えられたと思わしき桃の木約20本程度が植えられておりました。 農業用機械の保有状況については、農業用トラック3台、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、防除機1台、コンバイン1台、バックホー1台等を所有しており、夫婦2名と臨時雇い人4名の計6名で耕作を行っているとのことでした。 また、申請者は農業収入もあり、上尾市農業委員会及びさいたま市農業委員会に確認したところ、耕作農地の全てにおいて適正に管理されているとのことでした。 つきましては、以上から今後においても耕作されると判断しました。 皆様の御審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	申請者から農地取得後も耕作をしていくと言った内容の書類が提出されているとのことですが、これはこういった意図の書類となるのでしょうか。
事務局	申請地について、現耕作者から農機具を借り、また技術指導を受けながら現在耕作されている梨を引き続き栽培していくとのことでしたので、それらの内容について了承していることを現耕作者から文面で提出していただいた文書となります。
委員	申請者はすでに農業を行っているとのことでしたが、技術指導を受けなければならない程度の技術しかないのでしょうか。
事務局	今回の申請は梨を耕作する計画となっており、通常の野菜とは異なる技術が必要とされますので、梨についての技術指導を受けながら営農していくことを文書にて確認させていただいたものになります。 白岡市農業委員会としましても、梨は重要な作物の一つとして認識しておりますので、技術不足による病気の蔓延等のトラブルや災害を防ぐためにも、今回の文書をいただいたものになります。
委員	了解しました。
委員	現耕作者から土地を買い受け、技術指導を受けながら梨を栽培していくとのことですが、申請者はどこに住んでいるのでしょうか。おおまかで良いので教えてください。

事務局	申請者はさいたま市にお住まいとなっており、今回の申請地までは約 1 6 k m 程度の距離となります。
委員	ありがとうございます。
委員	労働力として、申請者夫婦のほかに 4 人ほどいるとのことですが、申請者は農業法人化しているのでしょうか。
事務局	今回の申請としましては、個人での申請となります。また、申請者が将来的に法人化を考えているかどうかについては、今回の案件では確認しておりません。
委員	わかりました。
議長	ほかに質疑等はありませんか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと判断し、適格者として証明することで御異議ございませんか。
	[異議等なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 1 1 号については原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第 1 0 号から第 1 1 号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項 1 第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 1 件でございます。 総会資料の 5 ページを御覧願います。 番号 1 につきましては、駐車場敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。

<u>協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項 2 第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について 事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は 5 件でございます。 総会資料の 6 ページから 7 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、通路敷のための転用です。 番号 2 から 5 につきましては、住宅敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 3 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知</u>	
事務局	続きまして、協議報告事項 3 農地法第 1 8 条第 6 項の通知についてでございますが、今回報告は 1 件でございます。 総会資料の 8 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、平成 3 1 年 4 月 2 6 日に届出のあったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 4 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 4 その他に移ります。 事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	○農政対策委員会の報告について ・ 5 月 1 7 日（金）午後 1 時 0 0 分 開催 ・ 詳細については大山委員から報告をお願いします。 ・ 本日配布しております「令和元年度第 1 回農政対策委員会の報告について」を御覧ください。
大山委員	・ 5 月 1 7 日（金）農政対策委員会において、 （1）令和元年度県農地利用の最適化に関する意見（案）の作成について （2）令和元年度農林関係税制改正に関する要望（案）の作成について （3）令和元年度白岡市農業政策に関する意見（案）の作成について

	の話し合いを行った。 ・農政対策委員会で、例年、国・県への意見をまとめているが、今回は、市に対しての意見もまとめた。 ・短い時間であったが活発な話し合いが行われた。 ・農政対策委員会でまとめた意見は配付した資料のとおりである。 ・資料のとおり、国・県、市に要望をして参りたい。
事務局	○農業委員会活動記録の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 ○来月の農地パトロールについて ・ 6 月 4 日 進藤委員・大山地区推進委員 ・ 6 月 1 8 日 小野田委員・岩上委員・日勝地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 ○来月総会 ・ 6 月 2 4 日（月）午前 9 時 ・議事録署名委員の白石委員、江口委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 以上で、協議報告事項 4 その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。 〔意見・質疑等なし〕
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前 9 時 3 0 分】